

令和4年度から適用される市民税・県民税に係る税制改正

確定申告書における市民税・県民税に係る附記事項の追加

特定配当等及び特定株式等譲渡所得に係る所得の全部について源泉分離課税(申告不要)とする場合に、原則として確定申告書の提出のみで申告手続きが完結できるよう、確定申告書における市民税・県民税に係る附記事項が追加されました。

◆確定申告書A 第二表 住民税に関する事項

住民税	非上場株式の少額配当等 円	非居住者の特例 円	配当割額控除額 円	特定配当等の全部の申告不要 ○	給与、公的年金等以外の所得に係る住民税の徴収方法		都道府県、市区町村への寄附(特例控除対象) 円	共同募金、日赤その他の寄附 円	都道府県条例指定寄附 円	市区町村条例指定寄附 円
					特別徴収 ○	自分で納付 ○				

◆確定申告書B 第二表 住民税・事業税に関する事項

住民税	非上場株式の少額配当等 円	非居住者の特例 円	配当割額控除額 円	株式等譲渡所得割額控除額 円	特定配当等・特定株式等譲渡所得の全部の申告不要 ○	給与、公的年金等以外の所得に係る住民税の徴収方法		都道府県、市区町村への寄附(特例控除対象) 円	共同募金、日赤その他の寄附 円	都道府県条例指定寄附 円	市区町村条例指定寄附 円
						特別徴収 ○	自分で納付 ○				

特別特定取得に係る住宅借入金等特別税額控除の控除期間の延長

住宅借入金等特別税額控除の控除期間13年の特例について延長されました。以下のとおり一定の期間に契約した場合、令和4年12月31日までの入居者が対象となります。

- ・居住用家屋の新築: 令和2年10月1日から令和3年9月30日まで
- ・居住用家屋で建築後使用されたことのないもの若しくは中古住宅の取得又はその者の居住の用に供する家屋の増築: 令和2年12月1日から令和3年11月30日まで

また、この延長した部分に限り、合計所得金額が1,000万円以下の者について面積要件が緩和され、床面積が40㎡以上50㎡未満である住宅についても対象となりました。

ただし、床面積が40㎡以上50㎡未満である住宅の用に供する家屋に係る住宅借入金等を有する場合の特別控除の特例は、その者の13年間の控除期間のうち、合計所得金額が1,000万円を超える年分については、適用されません。

	2019(R1)	2020(R2)	2021(R3)	2022(R4)
【改正後】 経済対策として 控除期間13年間の 措置を延長	(10月1日) 税率引上げ(10%)		注文住宅はR2年10月から R3年9月末まで ⇒ に契約 ← 分譲住宅などは R2年12月から R3年11月末まで	R4年末までの入居 控除期間 13年
コロナ特例 ※コロナを踏ま えた上乗せ 措置の弾力化		注文住宅は R2年9月末まで ⇒ に契約 ← 分譲住宅などは R2年11月末まで	R3年末までの入居 控除期間 13年	
消費税率10% 引上げに伴う 反動減対策の 上乗せ措置 ※控除期間13年間		R2年末までの入居 控除期間 13年		面積要件 = 50㎡以上
住宅ローン控除 ※消費税率8%への 引上げ時に反動減 対策として 拡充した措置	平成26年4月入居→		R3年末までの入居 控除期間 10年	

退職所得課税の適正化(令和4年1月1日以後に支払うべき退職所得について適用)

現状の退職給付の実態を踏まえ、勤続年数が5年以下の法人役員等以外の退職金(以下、「短期退職手当等」といいます。)についても、退職所得控除額を控除した残額のうち300万円を超える部分については、退職所得の金額の計算上2分の1とする措置を適用しないこととされました。

<計算方法>

短期退職手当等の収入金額－退職所得控除額 ≤300万円の場合	短期退職手当等の収入金額－退職所得控除額 >300万円の場合
(短期退職手当等の収入金額－退職所得控除額)÷2 ＝退職所得金額	150万円※1＋{短期退職手当等の収入金額－ (300万円＋退職所得控除額)}※2 ＝退職所得金額 ※1 300万円以下の部分の退職所得金額 ※2 300万円を超える部分の退職所得金額